

一般競争入札の実施(公告)

長崎県県営林産物売払(単価契約)について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の5及び第 167 条の6並びに長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)第 92 条及び第 93 条の規定に基づき次のとおり公告を行う。

令和 7 年 9 月 5 日

長崎県五島振興局長 入口 健治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 物件名

7 県営林売第 2 号 長崎県県営林産物売払(単価契約)【佐野原団地】

(2) 物件所在地および物件の内容

物件所在地	樹種	規格(m)	径級(cm)	予定材積(m ³)	備考
南松浦郡 新上五島町 今里郷 佐野原	ヒノキ	4	10～	804	ABC 材
		上記規格以外 ※1		11	D 材
		合計		815	

※1 矢高 5cm を超えるもの、形質不良、大きなキズ材等を含む。

(3) 期間

契約期間:令和 8 年 2 月 20 日限り

2 入札参加資格

長崎県県営林産物売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成 30 年 2 月 9 日長崎県告示第 89 号)に基づき、入札参加資格を有する者。

3 競争入札に参加できない者

- (1) 令第 167 条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) この公告の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) この公告の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 入札の方法等

(1) 入札書記載金額

入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札書の規格ごとに消費税込み価格相当額(単価)を入札書に記載すること。

また、物件の納入材積が入札書様式に記載されているそれぞれの規格の予定材積とした場合の入札総価格(入札単価にそれぞれの予定材積を乗じて得た額の合計額)を入札書に記載すること。

なお、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (2) 入札執行回数は、3 回を限度とする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

長崎県五島振興局管理部総務課経理班
〒853-8502 長崎県五島市福江町7番1号
電話 0959-72-4253 FAX 0959-74-1822

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書(別紙1)を持参、郵送(できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。)又はFAX等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

(1) 提出場所 5の部局

(2) 提出期限 令和7年9月18日(木)午後5時

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 日時 令和7年9月29日(月) 午前10時30分から

(2) 場所 五島振興局 4階C会議室

(3) 入札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

8 質問書の提出

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面(別紙2)にて提出すること。提出は郵送・FAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

(提出場所)5の部局

(提出期限)令和7年9月19日(金)午後5時

※回答は、令和7年9月24日(水)までに長崎県ホームページの「五島振興局の入札情報」に掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/goto-nyusatsu/>

9 現地説明会

現地説明会は希望があれば現地にて実施するので、令和7年9月18日(木)午後5時までに下記担当部局に連絡を行うこと。

長崎県五島振興局農林水産部林務課林業班

〒853-8502 長崎県五島市福江町7番1号

電話 0959-72-2094 FAX 0959-72-6471

10 契約条項を示す場所

5の部局とする。

また、長崎県ホームページの「五島振興局の入札情報」ページから入手することもできる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/goto-nyusatsu/>

11 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札保証金

(1) 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を令和7年9月26日(金)までに納付すること(落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する)。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

○県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

○入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは、国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

- ア 3,000 万円以上
- イ 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- ウ 1,000 万円未満

(3) 納付の方法

- 「入札保証金納付申出書(別紙3)」を令和 7 年 9 月 18 日(木)午後5時までに提出すること(持参又は郵送)。
- 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。
- 金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書(別紙4)」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和 7 年 9 月 26 日(金)午後5時までに提出すること(持参、郵送又はFAX)。

(4) 注意事項

- 納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。
- 入札保証保険契約締結の際は、物件名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札の日から起算して7日目とすること。
- 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5パーセント以上となる。例えば、1,100,000 円(消費税及び地方消費税含む)で入札する場合、入札保証金は 55,000 円以上となる。
- 入札保証金の免除手続き書類は、令和 7 年 9 月 18 日(木)午後5時までに「入札保証金免除申請書(別紙5号)」を提出すること(持参又は郵送)。
- 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

13 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- (2) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは、国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。また、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。
 - ア 3,000 万円以上
 - イ 3,000 万円未満 1,000 万円以上
 - ウ 1,000 万円未満

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) すべての入札単価が、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定価格以上で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札単価にそれぞれの予定材積を乗じて得た額の合計額)が最高である者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 落札決定の日から起算して5日(県の休日を除く。)に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、長崎県財務規則の定めるところによる。